

○宜野湾市建築基準法施行条例

平成12年 3 月31日

条例第30号

改正 平成12年10月10日条例第50号
平成17年 9 月30日条例第 9 号
平成19年 3 月30日条例第10号
平成23年 3 月31日条例第 8 号
平成26年12月26日条例第24号
平成27年 3 月26日条例第13号
平成31年 3 月26日条例第 5 号
令和元年 9 月27日条例第13号
令和 4 年12月23日条例第32号
令和 5 年 9 月28日条例第19号
令和 6 年12月24日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の施行に関し、並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条第2項及び第228条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(平12条例50・平19条例10・一部改正)

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)で使用する用語の例による。

(道路位置の指定申請及び水平距離の指定等)

第3条 法第42条第1項第5号に規定する道の位置の指定を受けようとする者は、省令第9条に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を申請書に添えて市長に提出しなければならない。

(1) 省令第9条に定める承諾書に係る印鑑証明書

- (2) 位置の指定を受けようとする道の敷地となる土地の登記事項証明書又は土地の所有権を証する図書及び登記所に備え付けの地図の写し
 - (3) 道路の構造及び勾配等を記入した構造図、排水の放流先を明示した図面及びその他市長が必要と認めた図書
- 2 道の位置の指定は、申請道路の築造完了後に指定するものとし、道の位置の指定までに、申請道路となる土地の分筆及び地目を公衆用道路に変更しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 道の位置の指定申請が次の各号の一に該当する場合は、道の位置の指定ができないものとする。
- (1) 築造承認後1年を経過しても申請に係る道路の築造の完了が見込めない場合
 - (2) その他建築基準関係規定又はこの条例の規定に違反するもの
- 4 法第42条第3項の規定による水平距離の指定については、第1項の規定を準用する。

(平17条例9・一部改正)

(位置指定道路等の変更又は廃止等)

第4条 法第42条第1項第3号、第5号又は同条第2項若しくは第3項の規定による道路(以下「位置指定道路等」という。)の位置を変更し、又は廃止しようとする者は、省令第9条に掲げる図書のほか、次の各号に掲げる図書を申請書に添えて市長に提出しなければならない。ただし、特別な事由により、市長がやむを得ないと認めた場合においては、これらの図書の一部を省略することができる。

- (1) 前条第1項各号に定める図書
- (2) 変更し、又は廃止しようとする位置指定道路等に接する土地の周辺状況図

(平19条例10・一部改正)

(位置指定道路等の維持管理)

第5条 法第42条第1項第5号の規定による道の位置の指定、又は法第42条第3項の規定による水平距離の指定を受けた道路の申請者、築造者又は管理者は、当該申請に係る位置指定道路等について一般交通の用に供するための良好な維持管理に努めなければならない。

(平19条例10・一部改正)

(特別用途地区内の建築制限)

第5条の2 特別用途地区内においては、法第49条第1項の規定に基づき、別表第1に掲げる建築物以外の建築物を建築し、又は用途を変更してこれら以外の用途に供してはならない。ただし、市長が特別用途地区の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項のただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、宜野湾市建築審査会の同意を得なければならない。

(平12条例50・追加、平19条例10・一部改正)

(確認申請手数料等)

第6条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を納付しなければならない。

(1) 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請をしようとする者 確認申請手数料

(2) 法第7条第1項(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査の申請をしようとする者 完了検査申請手数料

(3) 法第7条の3第1項(法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査の申請をしようとする者 中間検査申請手数料

(平19条例10・全改、令元条例13・一部改正)

(確認申請手数料の額)

第7条 確認申請手数料の額は、当該申請に係る建築物の建築、修繕若しくは模様替若しくは用途の変更に係る部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分ごとにそれぞれ別表第2の1の表から3の表までに定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第6条第1項の規定による確認の申請に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、確認申請手数料の額は、前項の確認申請手数料の額に、当該昇降機1基について別表第2の2の表に定める昇降機の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に定める建築行為に該当する場合においては、確認申請手数料の額は、第1項の確認申請手数料の額に、別表第2の4の表に定める床面積の合計の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

(平19条例10・全改、平27条例13・令元条例13・令6条例30・一部改正)

(完了検査申請手数料の額)

第8条 完了検査申請手数料の額は、当該申請に係る建築物の建築、修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分ごとにそれぞれ別表第3の1の表から3の表までに定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第7条第1項の規定による検査の申請に係る建築物に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、完了検査申請手数料の額は、前項の完了検査申請手数料の額に、当該昇降機1基について別表第3の2の表に定める昇降機の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の特定建築行為に係る建築物に関する完了検査においては、完了検査申請手数料の額は、第1項の完了検査申請手数料の額に、別表第3の

4の表に定める床面積の合計の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

(平19条例10・全改、令元条例13・令6条例30・一部改正)

(中間検査申請手数料の額)

第9条 中間検査申請手数料の額は、当該申請に係る検査を行う建築物の部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分ごとにそれぞれ別表第4の1の表から3の表までに定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第7条の3第1項の規定による検査の申請に係る建築物の部分に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、中間検査申請手数料の額は、前項の中間検査申請手数料の額に、当該昇降機1基について別表第4の2の表に定める昇降機の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

(平19条例10・全改、令元条例13・一部改正)

(計画通知手数料等)

第10条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数を納付しなければならない。

(1) 法第18条第2項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしようとする者 計画通知手数料

(2) 法第18条第20項(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による完了の通知をしようとする者 完了検査通知手数料

(3) 法第18条第28項(法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知をしようとする者 中間検査通知手数料

(平19条例10・全改、平27条例13・令元条例13・令6条例30・一部改正)

(計画通知手数料の額)

第11条 計画通知手数料の額については、第7条の規定を準用する。この場合において、第7条の見出し中「確認申請手数料」とあるのは「計画通知手数料」と、同条第1項中「確認申請手数料」とあるのは「計画通知手数料」と、「当

該申請」とあるのは「法第18条第2項の規定による計画の通知」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第11条において読み替えて準用される前項」と、「第6条第1項の規定による確認の申請」とあるのは「第18条第2項の規定による計画の通知」と、「確認申請手数料」とあるのは「計画通知手数料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第11条において読み替えて準用される第1項」と、「第11条第1項」とあるのは「第12条第2項」と、「確認申請手数料」とあるのは「計画通知手数料」と、別表第2中「建築確認手数料」とあるのは「計画通知手数料」と読み替えるものとする。

(平19条例10・追加、令6条例30・一部改正)

(完了検査通知手数料の額)

第12条 完了検査通知手数料の額については、第8条の規定を準用する。この場合において、第8条の見出し中「完了検査申請手数料」とあるのは「完了検査通知手数料」と、同条第1項中「完了検査申請手数料」とあるのは「完了検査通知手数料」と、「当該申請」とあるのは「法第18条第20項の規定による完了の通知」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第12条において読み替えて準用される前項」と、「第7条第1項の規定による検査の申請」とあるのは「第18条第15項の規定による完了の通知」と、「完了検査申請手数料」とあるのは「完了検査通知手数料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第12条において読み替えて準用される第1項」と、「第11条第1項」とあるのは「第12条第2項」と、「完了検査申請手数料」とあるのは「完了検査通知手数料」と、別表第3中「完了検査申請手数料」とあるのは「完了検査通知手数料」と、「第7条の3第1項」とあるのは「法第18条第29項」と読み替えるものとする。

(平19条例10・全改、平27条例13・令6条例30・一部改正)

(中間検査通知手数料の額)

第13条 中間検査通知手数料の額については、第9条の規定を準用する。この場合において、第9条の見出し中「中間検査申請手数料」とあるのは「中間検査通知手数料」と、同条第1項中「中間検査申請手数料」とあるのは「中間検査通知手数料」と、「当該申請」とあるのは「法第18条第28項の規定による通知」

と、同条第2項中「前項」とあるのは「第13条において読み替えて準用される前項」と、「第7条の3第1項の規定による検査の申請」とあるのは「第18条第21項の規定による通知」と、「中間検査申請手数料」とあるのは「中間検査通知手数料」と、別表第4中「中間検査申請手数料」とあるのは「中間検査通知手数料」と読み替えるものとする。

(平19条例10・全改、平27条例13・令6条例30・一部改正)

(建築物等の許可等に関する申請手数料)

第14条 別表第5の左欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、それぞれ同表の中欄に定める名称の手数料として1件につき同表の右欄に定める額を納付しなければならない。

(平19条例10・全改)

(道路位置指定申請手数料及び位置指定道路等の変更又は廃止申請手数料)

第15条 法の規定による道の位置の指定を申請する場合及び第4条に規定する位置指定道路等の変更又は廃止を申請しようとする者は、別表第6に掲げる区分に応じて手数料を申請時に納めなければならない。

(平19条例10・追加)

(その他)

第16条 各種証明等の手数料の額は、別表第6に定める額とする。

(平19条例10・追加)

(手数料の納付時期)

第17条 手数料は、確認等を申請する際又は計画等を通知する際に納めなければならない。

(平19条例10・追加)

(手数料の減免)

第18条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(平19条例10・追加)

(手数料の不還付)

第19条 既に納められた手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平19条例10・追加、平23条例8・一部改正)

(規則への委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な事項は、規則で定める。

(平19条例10・追加)

(罰則)

第21条 第5条の2の規定に違反した場合における当該建築物の建築主、所有者、管理者又は占有者は、50万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

(平19条例10・追加)

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした第3条から第5条までに規定する申請等については、なお従前の例による。

附 則(平成12年10月10日条例第50号)

この条例は、都市計画法に基づく特別用途地区の決定告示の日から施行する。

[平成13年宜野湾市告示第10号(特別用途地区等の都市計画決定告示)により、同年1月30日から施行]

附 則(平成17年9月30日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項第2号の規定は、平成17年3月7日から適用する。

附 則(平成19年3月30日条例第10号)

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)の施行の日から施行する。ただし、第1条、第4条、

第5条及び第5条の2第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日条例第8号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月26日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宜野湾市手数料条例、宜野湾市建築基準法施行条例及び宜野湾市消防手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月26日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宜野湾市建築基準法施行条例及び宜野湾市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月26日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宜野湾市建築基準法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月27日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宜野湾市建築基準法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則(令和4年12月23日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年9月28日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宜野湾市建築基準法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則(令和6年12月24日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の宜野湾市建築基準法施行条例の規定は、同条の規定の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

別表第1(第5条の2関係)

(平12条例50・追加)

特別用途地区の名称	建築できる建築物の種類
コンベンションリゾート特別用途地区	1 店舗
	2 事務所
	3 ホテル、旅館
	4 ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場

5	カラオケボックス
6	劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200m ² 未満のもの
7	高等専門学校、専修学校、各種学校
8	巡査派出所、郵便局
9	保育所
10	自動車車庫
11	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、民芸品加工製作店、自転車店等で作業場の床面積が50m ² 以下のもの

別表第2（第7条、第11条関係）

（令6条例30・全改）

1 建築物の確認申請手数料

床面積の合計	手数料の額
30m ² 以内のもの	1件につき10,000円
30m ² を超え、100m ² 以内のもの	1件につき19,000円
100m ² を超え、200m ² 以内のもの	1件につき30,000円
200m ² を超え、500m ² 以内のもの	1件につき37,000円
500m ² を超え、1,000m ² 以内のもの	1件につき67,000円
1,000m ² を超え、2,000m ² 以内のもの	1件につき97,000円
2,000m ² を超え、10,000m ² 以内のもの	1件につき281,000円
10,000m ² を超え、50,000m ² 以内のもの	1件につき419,000円
50,000m ² を超えるもの	1件につき717,000円

備考 床面積の合計及び手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積について算定する。

（1） 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）

当該建築に係る部分の床面積

（2） 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面

積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 建築設備の確認申請手数料

区分	手数料の額
1 設置する場合(2から4までに掲げる場合を除く。)	1の建築設備につき15,000円
2 小荷物専用昇降機を設置する場合(4に掲げる場合を除く。)	1基につき8,000円
3 確認を受けた計画の変更をして設置する場合(4に掲げる場合を除く。)	1の建築設備につき9,000円
4 確認を受けた計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	1基につき5,000円

3 工作物の確認申請手数料

区分	手数料の額
1 築造する場合(2に掲げる場合を除く。)	1の工作物につき15,000円
2 確認を受けた計画の変更をして築造する場合	1の工作物につき8,000円

4 建築物のエネルギー消費性能基準に係る審査を受ける場合の加算額

区分	床面積の合計	手数料の額
戸建住宅(共同住宅等を除く。)	200m ² 未満のもの	1件につき9,000円
	200m ² 以上のもの	1件につき10,000円
共同住宅等	300m ² 未満のもの	1件につき17,000円
	300m ² 以上2,000m ² 未満のもの	1件につき26,000円
	2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	1件につき42,000円

	5,000m ² 以上のもの	1 件につき54,000円
--	---------------------------	---------------

別表第3（第8条、第12条関係）

（令6条例30・全改）

1 建築物の完了検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額	
	中間検査を受けていないもの	中間検査を受けているもの
30m ² 以内のもの	1 件につき21,000円	1 件につき19,000円
30m ² を超え、100m ² 以内のもの	1 件につき25,000円	1 件につき23,000円
100m ² を超え、200m ² 以内のもの	1 件につき33,000円	1 件につき32,000円
200m ² を超え、500m ² 以内のもの	1 件につき41,000円	1 件につき38,000円
500m ² を超え、1,000m ² 以内のもの	1 件につき68,000円	1 件につき66,000円
1,000m ² を超え、2,000m ² 以内のもの	1 件につき95,000円	1 件につき88,000円
2,000m ² を超え、10,000m ² 以内のもの	1 件につき229,000円	1 件につき207,000円
10,000m ² を超え、50,000m ² 以内のもの	1 件につき356,000円	1 件につき327,000円
50,000m ² を超えるもの	1 件につき624,000円	1 件につき575,000円

備考

- 1 中間検査とは、法第7条の3第1項の規定による検査をいう。
- 2 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める

床面積について算定する。

(1) 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

(2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

2 建築設備の完了検査申請手数料

区分	手数料の額	
	中間検査を受けていないもの	中間検査を受けているもの
1 設置した場合(2に掲げる場合を除く。)	1の建築設備につき 21,000円	1の建築設備につき 18,000円
2 小荷物専用昇降機を設置した場合	1基につき13,000円	1基につき13,000円

備考 中間検査とは、法第87条の2又は第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定による検査をいう。

3 工作物の完了検査申請手数料

区分	手数料の額
築造した場合	1の工作物につき15,000円

4 建築物エネルギー消費性能基準に係る検査を受ける場合の加算額

床面積の合計	手数料の額
300m ² 未満のもの	1件につき5,000円
300m ² 以上1,000m ² 未満のもの	1件につき6,000円
1,000m ² 以上2,000m ² 未満のもの	1件につき8,000円
2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	1件につき11,000円
5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	1件につき13,000円
10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	1件につき15,000円
25,000m ² 以上50,000m ² 未満のもの	1件につき17,000円
50,000m ² 以上のもの	1件につき17,000円

別表第4(第9条、第13条関係)

(令6条例30・全改)

1 建築物の中間検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額
30m ² 以内のもの	1件につき19,000円
30m ² を超え、100m ² 以内のもの	1件につき23,000円
100m ² を超え、200m ² 以内のもの	1件につき32,000円
200m ² を超え、500m ² 以内のもの	1件につき36,000円
500m ² を超え、1,000m ² 以内のもの	1件につき63,000円
1,000m ² を超え、2,000m ² 以内のもの	1件につき84,000円
2,000m ² を超え、10,000m ² 以内のもの	1件につき188,000円
10,000m ² を超え、50,000m ² 以内のもの	1件につき293,000円
50,000m ² を超えるもの	1件につき524,000円

2 建築設備の中間検査申請手数料

区分	手数料の額
1 設置する場合(2に掲げる場合を除く。)	1の建築設備につき20,000円
2 小荷物専用昇降機を設置する場合	1基につき15,000円

3 工作物の中間検査申請手数料

区分	手数料の額
築造した場合	1の工作物につき16,000円

別表第5(第14条関係)

(平19条例10・追加、平23条例8・平27条例13・平31条例5・令元条例13・

令4条例32・令5条例19・令6条例30・一部改正)

事務	手数料の名称	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号及び第2号 (法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用	120,000円

又は法第18条第38項第1号及び第2号 (法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。) の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	認定申請手数料	
2 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路の関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
2の2 法第43条第2項第2号の規定による建築の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	33,000円
3 法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	33,000円
4 法第44条第1項第3号の規定による建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	27,000円
5 法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	160,000円
6 法第47条ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料	160,000円
7 法第48条第1項から第14項までのただし書(法第87条第2項若しくは第3項又	用途地域若しくは第5条の2第1項	180,000円

は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による用途地域若しくは第5条の2第1項ただし書の規定による特別用途地区内における建築等の特例の許可の申請に対する審査	ただし書の特別用途地区内における建築等特例許可申請手数料	
7の2 法第48条第16項第1号(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特例許可	特例許可を受けた建築物等の増築等特例許可申請手数料	120,000円
7の3 法第48条第16項第2号(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特例許可	用途地域等における日常生活に必要な建築物等で、騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するための措置が講じられているものの特例許可申請手数料	140,000円
8 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料	160,000円
8の2 法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
9 法第52条第10項、第11項又は第14項の	建築物の容積率の	160,000円

規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	特例許可申請手数料	
10 法第53条第4項又は第5項の規定による建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	33,000円
11 法第53条第6項第3号の規定による建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	33,000円
12 法第53条の2第1項第3号又は第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積に関する許可申請手数料	160,000円
13 法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	27,000円
13の2 法第55条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
14 法第55条第4項各号の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
15 法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
16 法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	高架の工作物内に設ける建築物の高	27,000円

の申請に対する審査	さに関する制限の 適用除外に係る認 定申請手数料	
17 法第57条の2第1項の規定による特例 容積率適用地区内における特例容積率の 限度の指定の申請に対する審査	特例容積率適用地 区内における特例 容積率の限度の指 定申請手数料	ア 敷地の数が 2である場合 78,000円 イ 敷地の数が 3以上である 場合 78,000 円に2を超え る敷地の数に 28,000円を乗 じて得た額を 加算した額
18 法第57条の3第1項の規定による特例 容積率適用地区内における特例容積率の 限度の指定の取消しの申請に対する審査	特例容積率適用地 区内における特例 容積率の限度の指 定の取消し申請手 数料	6,400円に指定し た敷地の数に 12,000円を乗じ て得た額を加算 した額
19 法第57条の4第1項ただし書の規定に よる特例容積率適用地区内における建築 物の高さに関する特例の許可の申請に対 する審査	特例容積率適用地 区内における建築 物の高さの特例許 可申請手数料	160,000円
19の2 法第58条第2項の規定による高度 地区における建築物の高さに関する特例 の許可の申請に対する審査	高度地区内におけ る建築物の高さの 特例許可申請手数 料	160,000円
20 法第59条第1項第3号の規定による建	高度利用地区内に	160,000円

建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	
21 法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	高度利用地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
22 法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000円
23 法第67条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定による壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
24 法第67条第9項第2号の規定による間口率等に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の間口率等の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
25 法第68条第1項第2号の規定による建築物の高さ、同条第2項第2号の規定に	景観地区内における建築物の高さ、壁	160,000円

	よる建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	面の位置又は敷地面積の特例許可申請手数料	
26	法第68条第5項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区内における建築物の各部分の高さの適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
27	法第68条の3第1項の規定による建築物の容積率、同条第2項の規定による建築物の建ぺい率、同条第3項の規定による建築物の高さ又は同条第7項(法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進地区等内における建築物の容積率、建ぺい率、高さ又は用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
28	法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	再開発等促進地区等内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
29	法第68条の4の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る	27,000円

	認定申請手数料	
29の2 法第68条の5の2の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	防災街区整備地区計画の区域内における建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
30 法第68条の5の3第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
31 法第68条の5の5第1項の規定による建築物の容積率又は同条第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
32 法第68条の5の6の規定による建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料	27,000円
33 法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
34 法第85条第6項の規定による仮設興行	仮設興行場等又は	120,000円

場等又は仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物の建築許可申請手数料	
34の2 法第85条第7項の規定による仮設興行場等の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料	160,000円
35 法第86条第1項の規定による一の敷地とみなされる一団地内の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一の敷地とみなされる一団地内の建築物の特例認定申請手数料	ア 建築物の数が1又は2である場合 78,000円 イ 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
36 法第86条第2項の規定による一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物の特例認定申請手数料	ア 建築物(建築物等をするものに限る。イにおいて同じ。)の数が1である場合 78,000円 イ 建築物の数

		が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に 28,000円を乗じて得た額を加算した額
37 法第86条第3項の規定による広い空を有する一の敷地とみなされる一団地内の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空を有する一の敷地とみなされる一団地内の建築物の特例許可申請手数料	ア 建築物の数が1又は2である場合 220,000円 イ 建築物の数が3以上である場合 220,000円に2を超える建築物の数に 28,000円を乗じて得た額を加算した額
38 法第86条第4項の規定による広い空を有する一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空を有する一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物の特例許可申請手数料	ア 建築物(建築物等をするものに限る。イにおいて同じ。)の数が1である場合 220,000円

		イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に 28,000円を乗じて得た額を加算した額
39 法第86条の2第1項の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等の建築認定申請手数料	ア 建築物(新築又は増築等をするものに限る。イにおいて同じ。)の数が1である場合 78,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に 28,000円を乗じて得た額を加算した額
40 法第86条の2第2項の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認	公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等	ア 建築物(新築又は増築等をするものに限

定建築物の増築等に関する特例の許可の申請に対する審査	の特例許可申請手数料	る。イにおいて同じ。)の数が1である場合 220,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
41 法第86条の2第3項の規定による公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に関する許可の申請に対する審査	公告許可対象区域内における建築物の新築又は増築等の許可申請手数料	ア 建築物(新築又は増築等をするものに限る。イにおいて同じ。)の数が1である場合 220,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を

		加算した額
42 法第86条の5第1項の規定による一の敷地内にあるとみなされる建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地内にあるとみなされる建築物の認定又は許可の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
43 法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
44 法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の認定申請手数料	27,000円
45 法第86条の8第3項(第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料	27,000円
46 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合に関する許可	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可申請手数料	120,000円

47	法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合に関する許可	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可申請手数料	160,000円
----	---	--	----------

別表第6（第15条、第16条関係）

（平19条例10・追加、平26条例24・一部改正）

道路位置指定申請手数料、位置指定道路等の変更又は廃止申請手数料及び各種証明手数料				
	区分			手数料
1	道路位置指定申請	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う道の位置の指定の場合	1件につき	8,600円
		主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築の用に供する目的で行う道の位置の指定の場合	1件につき	13,000円
		その他の目的で行う道の位置の指定の場合	1件につき	86,000円
2	位置指定道路等の変更又は廃止申請		1件につき	8,600円
3	各種証明（確認済証明、検査済証明、道路位置指定済証明、その他）		1件につき	300円